〇 主文

一 被告らは訴外藤岡市に対し、連帯して八○○万円及びこれに対する昭和五三年 六月二九日から支払済まで年五分の割合による金員を支払え。

└ 訴訟費用は被告らの連帯負担とする。

〇 事実

〇理由

一 被告Aが昭和五二年八月一一日当時藤岡市長であつた事実、被告Bが同日当時藤岡市建設部建築課長であつた事実、被告Aは藤岡市長として藤岡市立小野小学校の校舎建設工事(本件工事)を請負わせるため被告塚本工務店、訴外塚本建設株式会社、同多野産業株式会社、同多野建設株式会社、同関口広建設株式会社及び同田・神部共同企業体の六業者(指名六業者)を指名して、昭和五二年八月一一日藤岡市役所内において指名競争入札(本件入札)を執行した事実、本件入札の際被告Aは入札執行者として、C部長及び被告Bはいずれも被告Aより本件入札の手続執行の包括委任を受けた入札執行代行者として、それぞれ立会つた事実、本件入札のお課機告塚本工務店が本件工事を請負代金四億〇七〇〇万円で落札し、藤岡市との間で本件工事の建設請負契約を締結した事実は、いずれも当事者間に争いがない。そこで、本件入札において原告ら主張の違法行為があつたかどうかについて判断する。

1 いずれも成立に争いのない甲第三号証、同第六、七号証、乙第二号証及び同第 五号証、証人Cの証言並びに被告B本人尋問の結果を総合すれば、次のとおりの事 実が認められ、右認定を覆えすに足りる証拠はない。

なお、本件入札の落札予定価格の四億〇七〇〇万円台以下の端数及び最低制限価格は、証拠上明らかでない。

2 本件入札の経過について、証人Eは次のとおり証言している。

E証人は訴外田畑・神部共同企業体の構成員である訴外田畑建設株式会社の役員として本件入札に関係した者である。指名六業者の各担当者は本件入札が行われたに和五二年八月一一日午前八時頃から藤岡市内の建設会館に集まり本件入札におる落札者等について話し合いをしたが、本件入札については被告塚本工務店、訴外多野産業株式会社及び同田畑・神部共同企業体の三業者が落札を希望したため最に新整ができないまま、被告塚本工務店が右三業者の代表者として落札し後日にが事業ができないまま、被告塚本工務店が右三業者の代表者として落札し後日にが事業がある。以上の談合をすませたのち、指名六業者の各担当者は藤岡市役所第一会議室に

臨んた。そして、本件入札が最初に開始された際、指名六業者の各担当者は入札書に右メモの価格を入札価格として記入し、右入札書を四つ折にして封筒に入れ、第 -回の入札としてその封筒を執行者の前のテーブルの上に置いて提出した。指名六 業者の各担当者が全員入札書を入れた封筒を提出した後、D係長が六通の封筒から 入札書を一枚ずつ取り出して広げ、自分の前のテーブルの上に順次重ねて置いた。 その間、被告BはD係長の隣からD係長の手許の各入札書の入札価格を見ていた。 そして、D係長が重ねた六枚の入札書をまとめて二つに折り、それを六通の封筒の 上に乗せて被告Bに手渡した。すると、被告Bは右入札書の束をそのまま片手に持ち、指名六業者の各担当者に対して「間違いじやねえか。間違いじやねえか。」と 言い、その際、E証人の方に向つて入札書を持つていない方の手を下げ落札価格が 安すぎるとの素振りをした。そこで、E証人は同人の後ろに着席していた被告塚本 工務店の社長である訴外Gに対し「安いから取りに行け。」と言うと、訴外Gは直 ちに立ち上がり、被告Aに向つて「すいません。間違つているかもしれないか ら。」と言つて、被告Bのもとへ行つた。被告Bは訴外Gに対し指名六業者の全部の入札書を渡し、訴外Gは返還を受けた入札書を指名六業者の各担当者に返した。 次に、C部長が五分間の休憩を宣言した。休憩になると、指名六業者の各担当者は 会場の第一会議室から退出して同じ一階のロビーに集合し落札価格について相談し た結果、落札価格が安すぎたらしいからもつと高くすべきだということになつた。 前記訴外Fと被告塚本工務店のH専務があらためて指名六業者がそれぞれ入札すべ き価格を書いたメモを作成し直して指名六業者の各担当者に配つた。そして、右休 憩が終了した後、入札が第一回からやり直され、指名六業者の各担当者は右作成し 直されたメモに従つて入札をした。

- 3 一方、本件入札の経過について、証人Eの証言に反する次のとおりの証拠がある。
- (一) 証人 I は訴外多野産業株式会社の専務取締役であるが、指名六業者が本件 入札について談合した事実がない旨の証言をしている。
- (二) 証人」は訴外多野産業株式会社の営業課長であるが、指名六業者が本件入札について談合した事実がなく、訴外多野産業株式会社の担当者は本件入札が最初に開始された際には入札書を提出する前に休憩になつてしまい、休憩中も会場である第一会議室から退出したことも入札書の入札価格を書き直したこともない旨証言している。
- (三) 証人Cは本件入札が最初に開始された際指名六業者の担当者が全員入札書を入れた封筒を提出した後D係長が六通の封筒から入札書を一枚ずつ取り出して四つ折のまま被告Bの前のテーブルの上に置いているとき被告Bが「間違いないですか。」と二回言つたが、入札書の入札価格を見たり変な素振りをしたことはなく、訴外出畑・神部共同企業体の代表者の訴外Kが 「見直させて下さい。」と言つたので、C部長が休憩を宣言した旨証言している。 (四) 被告B本人尋問の結果及び前記乙第五号証では本件入札が最初に開始され
- (四) 被告日本人尋問の結果及び前記乙第五号証では本件入札が最初に開始された際指名六業者の担当者が全員入札書を入れた封筒を提出した後被告日が六通の封筒から入札書を取り出しているとき「間違いありませんね。」と一、二回言つたが、そのとき取り出された入札書が四つ折のままか一部広げてあつたかははつきりせず、訴外日に対し入札価格が安すぎるとの素振りをしたことはないとなつている。
- 4 さて、本件入札の経過についての証人Eの証言と右証言に反する前記3項記載の各証拠を比べると、証人Eの証言が具体的で詳細であるのに対し、右証言に反する前記各証拠は記憶していないとの供述部分が多いなどいずれも曖昧である。また、証人Eの証言は同証人にとつても不利益な事実を内容とするものである。従って、証人Eの証言は信用すべきものであり、右証言を採用して右証言のとおりの事実(前記2項記載の事実)を認定する。そして、右証言に反する前記各証拠はいずれも信用できず、甲第七、八号証中の右証言に反する記載部分も信用できないし、他に右証言に反する証拠はない。

ただ、本件入札が最初に開始された際被告塚本工務店が入札した価格は、証人Eの証言では三億九八〇〇万円位か三億九九〇〇万円位となつていて確定していないが、証人Lは右入札価格は三億九九〇〇万円であつた旨証言しており、両証言を合わせ考えると、右入札価格は三億九九〇〇万円である事実を認めることができる。 5 右に認定した本件入札の経過によると、本件入札において被告塚本工務店が第一回目に入札した入札書の入札価格は三億九九〇〇万円であつたのに、それを四億三〇〇〇万円にした入札書と引換えており、右入札書の引換えは地方自治法施行令 一六七条の一三、一六七条の八第二項に反し違法である。そして、訴外藤岡市は被告塚本工務店との間で本件工事の建設請負契約を三億九九〇〇万円で締結できたにもかかわらず、右入札書の引換えの結果、四億〇七〇〇万円で締結したのであるから、その差額の八〇〇万円の損害を受けたものであるといわなければならない。 三 以上認定した事実を前提とすると、被告らには次のとおり損害賠償責任があり、その責任は不真正連帯債務である。

- 1 被告Aは本件人札に執行者としち会つており、本件入札が最初に開始されて入札書の開札を始めた後に被告Bが指名六業者の各担当者に対し「間違いじやねえか。間違いじやねえか。」と言い、次いで訴外Gが被告Aに向つて「すいません。間違つているかもしれないから。」と言つて被告Bのもとへ行つたとき、放置すれば入札書が指名六業者の担当者に戻されて入札書の引換えがされることが予想されるので直ちに被告Bに対し入札書を戻さずに開札を続行することを命令すべき注意義務があつたにもかかわらず、被告Bに何の命令もせず放置した重大な過失があるので、訴外藤岡市に対し八〇〇万円の損害賠償をする責任がある。
- 2 被告Bは本件入札において入札書の引換えをさせたので、訴外藤岡市に対し八〇〇万円の損害賠償をする責任がある。
- 3 被告塚本工務店は本件入札において入札書の引換えをしたので、訴外藤岡市に対し八〇〇万円の損害賠償をする責任がある。
- 四 原告らがいずれも藤岡市の住民である事実、原告らが昭和五三年三月二四日本件入札における違法な行政行為の是正、行政責任追求及び藤岡市の受けた損害の補填を求めて地方自治法二四二条に基づき藤岡市監査委員に対し住民監査請求をした事実、右監査の結果が同年五月二〇日原告らに通知された事実及び右監査の結果は結局本件入札手続は法でないというものであつた事実は、いずれも当事者間に争いがない。そして、本件訴訟は同年六月一六日提起されているので、適法な住民訴訟である。
- 五 よつて、原告らが訴外藤岡市に代位して被告らに対し連帯して不法行為による損害賠償金八〇〇万円及びこれに対する不法行為の後である昭和五三年六月二九日から支払済まで民法所定の年五分の割合による遅延損害金を訴外藤岡市に支払うことを求める本訴請求はすべて理由があるので認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条、九三条一項但書を適用し、仮執行宣言は相当でないから右申立を却下して、主文のとおり判決する。

(裁判官 川名秀雄 大島崇志 伊東一廣)

(別紙)

監査の結果

- -- 違法な入札執行手続きについて
- 1 入札執行と指名競争入札業者は申し立てのとおりである。
- 2 B建築課長は、入札者より提出された入札書の開封をはじめた途中において、 当日の入札中最大規模であり間違いがあつてはならないと直感し注意を促がしたことは事実であるが、人札書を開被して入札金額を読み取つた事実は確認できなかつた。
- 3 入札者は、B建築課長の発言により、自社の入札書を確認すべく入札書の返戻を申し出たことは否定できない。
- 4 執行者は入札者より入札書の入札金額確認のため、返戻の申し出を是認し、入 札書を大札者全員に返戻して五分間の休憩を宣したことは確認できた。 5 人札者の一部は、休憩を利して入札室(第一会議室)より退出したことは認め
- 5 人札者の一部は、休憩を利して入札室(第一会議室)より退出したことは認め られたが、別室において入札書の書替え及び提出について協議した事実は確認でき なかつた。
- 6 執行者は休憩を解いて入札を再開したことは事実である。
- 7 2から6までの経過は前述のとおりであり、通常競争入札執行にあたつて執られる過程とは認められないが、入札者は、執行者の確認を意としての発言により、入札書の返戻を申し出たものであり、執行者もこれを許容して行われたもので、入札者の一方的撤回でなく、地方自治法施行令第一六七条の一三の規定により準用される同第一六七条の八第二項の規定に違反する行為であるとは解されないものと考えられる。しかし、このような行為は今後二度と繰り返すことのないよう措置するよう執行者にその旨通知したものである。

なお、後段に記述されている入札書の最低価格は、株式会社塚本工務店の三億九九〇〇万円であつたと指摘されているが、執行者及び入札立会人ならびに入札者等を慎重に監査し、資料の提出を求めたが、確実なる証言及び証拠書類を得るに至らな

に述べる八〇〇万円を上乗せしたことは認容し得ないものと思料する。

違法入札執行による藤岡市の損害について

このことについては、前述の入札執行において契約が行われたことにより監査請求 の要因となった指名競争入札の違法が確定し、かつ、三億九九〇〇万円が立証された場合に八〇〇万円の不当支出による損害が考えられるが、監査を行った過程において三億九九〇〇万円の入札書が存在した事実は確認できず従って藤岡市が八〇〇万円の損害を蒙ったと断定することは出来得ないと思料する次第である。以上の結果、本監査請求について理由がないと認める。